

## 学校・施設・事業所等で新型コロナウイルス感染症の患者が発生した場合

### 1 対応についての電話相談ができます

・葛飾区内の学校・施設・事業所等で新型コロナウイルス感染症の患者が発生した場合、対応などについて下記に相談できます。

・患者が他の人に感染させる可能性がある時期は、発症の2日前から発症して10日かつ症状消失から72時間以内です。その間に、マスクをせずに1メートル以内で15分以上接触していた方が「濃厚接触者」になります。下記の相談先に電話をすると相談や検査ができる医療機関の案内が受けられます。

・検査結果が陽性の時は、陽性者には保健所から連絡があり、調査や療養先調整等が行われます。陰性であった場合も、濃厚接触者には最終接触日の翌日から2週間の自宅待機をお願いします。登校・出勤や不要不急の外出を避けて、毎日熱を測るなどの健康観察をご自身で行い、熱や激しい咳などの症状があれば下記にご相談ください。\*1

東京都新型コロナコールセンター	0570-550571	毎日：9:00～22:00
東京都発熱相談センター	03-5320-4592	毎日：24時間
葛飾区新型コロナ受診相談窓口	03-3602-1376	平日：8:30～17:15

\*1 区外に居住されている方は居住地の相談窓口にご相談ください。

### 2 共用部分を消毒しましょう

・物に付着したウイルスはしばらく生存します。電灯のスイッチ、ドアの取っ手や手すり、キャビネットの扉など共用部分や、陽性者の机、いすは消毒用アルコールで拭くか、薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤\*2で拭いた後に水拭きしましょう。

\*2 家庭用塩素系漂白剤は、主成分が次亜塩素酸ナトリウムであることを確認し、濃度が0.05%（製品の濃度が6%の場合、水3Lに液を25ml、ペットボトルのキャップ1杯が約5ml）になるよう調整してください。

- ・次亜塩素酸水の噴霧は行わないようにしてください。
- ・トイレや洗面所は、通常の家計用洗剤で掃除し、家庭用消毒剤で消毒しましょう。

### 3 換気をしましょう

・定期的な消毒に加え、感染予防のために、共用スペースや執務室は、エアコンをつけている場合も定期的に窓を開けて換気をしてください。

問合せ先 葛飾区保健所 保健予防課感染症対策係  
TEL 03-3602-1238  
FAX 03-3602-1298